

緊急消防援助隊広域活動拠点の整備に関する論点

平成24年 8月31日
消 防 庁

緊急消防援助隊は阪神・淡路大震災における広域応援出動の教訓を踏まえ創設された体制であるが、その教訓の一つとして自己完結型の活動体制の確立が挙げられていた。後方支援を担当する部隊の登録もあり、消防庁として消防組織法に基づく無償使用制度を活用して車両・資機材の充実も図っているところであるが、大規模な部隊で遠距離を出動する場合もあり、性質上自己完結が困難な要素もある。

こうしたことを踏まえ、今後の調査検討を進めるにあたり、以下のような切り口を議論の御参考にしていただきたい。

- 1 緊急消防援助隊の活動を支える機能のうち、「緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能」と「受援側の支援が必要な機能」の区分
- 2 「受援側の支援が必要な機能」のうち、「自らの施設運営及び災害応急対策活動、消防以外の応援部隊の受援等も視野に入れて備えるべき機能」と「専ら緊急消防援助隊の活動を支えるために備えるべき機能」の区分
- 3 「受援側の支援が必要な機能」に必要な資源（施設・設備、組織等）のうち、「受援側地方公共団体が自ら保有すべき資源」と「民間部門が保有しており、受援側地方公共団体が活用すべき資源」の区分

緊急消防援助隊の活動を支える機能の例

1 部隊管理能力維持機能

指揮支援隊等の本部となるべき庁舎等が被災し、これを使用することができないような場合でも、部隊管理能力を維持する。

2 ベースキャンプ機能

(1) 隊員の滞在環境を支える。

- ア 睡眠・休息
- イ 電源の供給
- ウ 排水・廃棄物の処理
- エ 衣類の洗濯・乾燥
- オ 調理
- カ シャワー・入浴
- キ トイレ

(2) 応援部隊としての活動能力を維持する。

- ア 車両・資機材の提供
- イ 車両・資機材の点検・補修
- ウ 空気ポンベの充填
- エ 隊員・資機材の輸送

3 物資等確保・供給機能

1 及び 2 の機能に必要な物資等を確保・供給する。

- (1) 燃料（車両用及び自家発電機用）
- (2) 食糧・飲料水
- (3) 生活用品
- (4) 生活用水
- (5) 車両・資機材の補修部品